

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者		氏 名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調 査 項 目		調査結果			担当 調査者 番号
			指摘 なし	要是正		
				既 存 不適格		
1	敷地及び地盤 記載を省略					
2	建築物の外部 記載を省略					
3	屋上及び屋根 記載を省略					
4	建築物の内部					
(1)	防火 区 画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況				
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況				
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況				
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)			部材の劣化及び損傷の状況			
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況			
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(21)			部材の劣化及び損傷の状況			
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況			

番号	調 査 項 目	調査結果			担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況			
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況			
(28)		防火扉又は戸の開放方向			
(29)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の取付けの状況			
(30)		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況			
(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	告示内容に付加しています。		
(32)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況			
(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(34)		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況			
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(36)	警報設備	警報設備の設置の状況			
(37)		警報設備の劣化及び損傷の状況			
(38)	令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況			
(39)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況			
(40)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況			
(41)		採光の妨げとなる物品の放置の状況			
(42)		換気のための開口部の面積の確保の状況			
(43)		換気設備の設置の状況			
(44)		換気設備の作動の状況	告示内容に付加しています。		
(45)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況			
(46)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況			
(47)		吹付け石綿等の劣化の状況			
(48)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況			
(49)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況			
5	避難施設等				
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	廊下	幅の確保の状況			
(3)		物品の放置の状況			
(4)	出入口	出入口の確保の状況			
(5)		物品の放置の状況			
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況			
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況			
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況			
(9)		物品の放置の状況			
(10)		避難器具の操作性の確保の状況			

番号	調 査 項 目		調査結果			担当 調査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況			
(12)			幅の確保の状況			
(13)			手すりの設置の状況			
(14)			物品の放置の状況			
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況			
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況			
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			
(18)			開放性の確保の状況			
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況			
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況			
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	告示内容に付加しています。		
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(23)			物品の放置の状況			
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(26)			可動式防煙壁の作動の状況	告示内容に付加しています。		
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(28)			排煙設備の作動の状況	告示内容に付加しています。		
(29)			排煙口の維持保全の状況			
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況			
(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況			
(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況			
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	告示内容に付加しています。		
(35)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(36)			物品の放置の状況			
(37)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況			
(38)			非常用の照明装置の作動の状況	告示内容に付加しています。		
(39)			照明の妨げとなる物品の放置の状況			
6	その他 記載を省略					
7	上記以外の調査項目 記載を省略					

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、平成20年国土交通省告示第282号（以下「定期調査告示」という。）別表第1（い）欄に掲げる各調査項目及び定期調査告示第2の規定により特定行政庁が付加した調査項目（い）欄に掲げる調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、定期調査告示別表第1（い）欄に掲げる調査項目及び定期調査告示第2の規定により特定行政庁が付加した調査項目（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、定期調査告示第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にであっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所及び撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正(防火区画を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を定期調査告示別添2の様式に従い添付してください。
- ⑮ 4「建築物の内部」欄の番号(29)から(34)までの調査項目において、常閉防火扉にあっては、各階の主要なものを調査対象としてください。